

令和7年4月施行

山陽学園短期大学学則

学校法人

山陽学園

山陽学園短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた愛と奉仕の精神を基礎とし、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として健康と栄養およびこどもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成する。教科の履修内容によって教育職員、栄養士および保育士を育成し、社会に貢献することを目的とする。

② 健康栄養学科は、健康と栄養に関する専門的な知識と技能を身につけ、食を通して地域の健康づくりに貢献する栄養士の育成を目的とする。

③ こども育成学科は、豊かな感性と専門的な知識、実践的な技能を身につけ、一人ひとりの子どもの生きる喜びと力を育む保育者の育成を目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 前項の点検および評価の実施について必要な事項は別に定める。

第2章 学科の組織、学生定員および修業年限

第2条 本学において設置する学科、およびその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
健康栄養学科	80	160
こども育成学科	100	200

第3条 本学の修業年限は2年とする。

② 前項の規定にかかわらず、教育上特別の必要があると認められる場合には、前項の修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的に履修すること（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。

③ 前項の長期履修については、別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日 10月18日

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで

春季休業日 3月11日から3月31日まで

- ② 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。
- ③ 休業日の期間中においても必要な実習その他を課することがある。

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- ② 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第4章 教 育 課 程

第8条 本学において開設する授業科目は、一般教育科目および専門教育科目とする。

- ② 各課程における科目および単位数は別表1、2によるほか、学長が、教授会の意見を参考にして、別に定める。

第9条 (削除)

- ② (削除)

第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定および卒業

第10条 本学において開設する授業科目はこれを必修および選択科目とし、2か年に分けて履修させるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、長期履修が認められた場合には、2か年以上の期間にわたり、計画的に履修することを認めることができる。

第10条の2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第11条 学生は毎学年の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- ② 学生が1年間に登録できる単位数の上限を設ける。登録単位数の上限については別に定める。
- ③ 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

第12条 各授業科目を履修した者には、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

第13条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とするが、各授業科目担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

第14条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

第15条 病気その他やむを得ない事由により試験に欠席した者は、追試験によって単位の認定を受けることがある。

- ② 試験等において不合格の認定を受けた者は、申し出により再試験を受けることができる。

第16条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位を次の各号により本学において修得したものとして認定することができる。

1. 短期大学または大学における授業科目の履修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 2. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- ② 前項の単位の認定は合計30単位を超えない範囲とする。
- ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第18条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

- ② 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。
1. 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
 2. 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 3. 実験、実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

1. 本学と留学に関する協定のある外国の大学または本学の認定する外国の大学等に留学し、修得した単位。
 2. 本学と単位互換に関する協定のある大学等で履修し、修得した単位。
 3. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修。
- ② 前項の規定は、外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項および第20条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- ② 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第21条 (削除)

第22条 (削除)

第23条 本学健康栄養学科を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号から3号により、64単位以上を修得しなければならない。

1. 一般教育科目 13単位以上

2. 専門教育科目 46単位以上
3. 一般教育科目または専門教育科目から5単位以上
- ② 健康栄養学科において教育職員免許状（栄養教諭二種免許状）を得ようとする者は、前項に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。
- ③ 健康栄養学科において栄養士免許証を得ようとする者は、第1項に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同法施行規則に規定する科目および単位を修得しなければならない。

第24条 本学こども育成学科を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号から3号により、64単位以上を修得しなければならない。

1. 一般教育科目 13単位以上
2. 専門教育科目 46単位以上
3. 一般教育科目または専門教育科目から5単位以上
- ② こども育成学科において教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）を得ようとする者は、前項に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。
- ③ こども育成学科において保育士資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同法施行規則に規定する科目および単位を修得しなければならない。

第25条 本学に2年以上在学して、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、学長が、教授会の意見を参考にして卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- ② 前項により卒業した者は、短期大学士と称することができる。

第6章 入学、退学、転学および休学

第26条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生および帰国子女については、学期の始めとすることができる。

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 外国において、高等学校に対応する課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
8. 第1号ないし前号に定める者以外で、本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ② 前項第7号に定める個別の入学資格審査について必要な事項は別に定める。

- 第28条** 本学に入学を希望する者は、本学所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。
- ② 提出の時期・方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 第29条** 願いにより本学を退学した者または第41条第2号により除籍された者が、再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。
- ② 前項の場合、退学前に修得した単位の全部または一部を既に修得したものとして認めることがある。この認定は、教授会の意見を参考にして学長が行う。
- ③ 再入学の場合の入学検定料は30,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。
- 第30条** 本学に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
- ② 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに修学年限については、教授会の意見を参考にして学長が決定する。
- ③ 転入学の場合の入学検定料は30,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。
- 第31条** 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金および本学の指定する書類を提出しなければならない。
- ② 前項の手続きを怠った者は入学許可を取り消す。
- 第32条** 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。
- 第33条** 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。
- 第34条** 保証人は、父母または成年の親族もしくはそれに代わる者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。
- 第35条** 保証人が変更したとき、転居したときは、直ちに届け出なければならない。
- 第36条** 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。
- 第37条** 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。
- 第38条** 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。
- ② 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第39条** 休学の期間は2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。
- ② 休学の期間は修業年限に通算しない。
- 第40条** 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 第41条** 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を参考にして学長が除籍する。
1. 死亡または行方不明の者
 2. 授業料その他の学納金を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者

第7章 授業料、入学金その他の費用

第42条 授業料、入学金その他の費用は別表3のように定める。

第43条 授業料の納付期は4月と10月の二期とする。ただし、4月に全納することを妨げない。
また、特別別の事情がある場合は分納または延納を認めることがある。

第44条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は該当期の授業料全額を納入しなければならない。

第45条 休学期間中は、授業料を免除する。ただし、在籍料として各期60,000円を納入しなければならない。

第46条 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず還付しない。

② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料等相当額については、当該授業料等を納入していた者の申し出により、これを返還する。

1. 入学を許可するときに授業料等（入学金を除く。）を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料等相当額
2. 前期分授業料等徴収の際、後期分授業料等を合わせて納入していた者が後期授業開始前に休学又は退学の申し出を行いその許可を得た場合における後期分授業料等相当額
3. 入学許可をするときに授業料等を納入していた者が、入学後別に定める授業料等の減免措置を受けた場合における当該授業料等減免相当額

第8章 教職員組織

第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員をおく。

② 本学に副学長をおくことができる。

第48条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

第49条 本学に、教授会を置く。

第50条 (削除)

第51条 (削除)

第52条 (削除)

第53条 (削除)

第54条 教授会の運営に関して必要とする事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生および帰国子女

第55条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することがある。

② 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第55条の2 本学において、本学専任教員指導のもとに特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、当該学科・専攻の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

- ② 研究生について、必要な事項は別に定める。

第55条の3 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することがある。

- ② 聴講生について、必要な事項は別に定める。

第56条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、学長は教授会の意見を参考にして、外国人留学生として許可することがある。

- ② 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第57条 外国人留学生以外の者で、外国において相当の期間学校教育を受け、本学に入学を希望する者があるときは、帰国子女として許可することがある。

- ② 帰国子女について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

第58条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして表彰する。

第59条 本学の学則に違反した本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして懲戒する。

- ② 前項の懲戒は、退学、停学および訓告とする。
- ③ 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。
 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 3. 正当の理由がなくて出席常でない者
 4. 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公 開 講 座

第60条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第13章 図 書 館

第61条 本学に図書館を置く。

- ② 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第14章 学生寮およびその他の厚生施設

第62条 本学に学生寮を置く。

- ② 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第63条 本学に厚生施設として、学生相談室、保健室、食堂等を置く。

- ② 学生相談室等の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 収容定員は学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度は次のとおりとする。

学 科	平成 21 年度
	収容定員
キャリアデザイン学科	100

附 則 1. この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 については、平成 22 年度の入学生から適用する。

2. 収容定員は学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 22 年度は次のとおりとする。

学 科	平成 22 年度
	収容定員
幼児教育学科	230

附 則 この改正は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 については、平成 23 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 27 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 5 月 19 日改正)

附 則 この改正は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 の改正は、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和 2 年 4 月 2 日から施行し、令和 2 年度前期の授業から適用する。

附 則 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度入学生から適用する。

- 附 則 この改正は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表３の改正は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和５年４月１日から施行し、令和６年４月１日の入学者から施行する。
- 附 則 この改正は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表１の改正規定は、令和６年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は令和６年４月１日から施行する。
- 附 則 この改正は、令和７年４月１日から施行し、令和７年４月１日の入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表３の改正については令和８年度入学生から適用する。

昭和44年４月１日制定	平成３年10月１日改正	平成21年３月17日改正
昭和45年４月１日改正	平成４年４月１日改正	平成21年10月５日改正
昭和46年４月１日改正	平成４年５月21日改正	平成22年９月16日改正
昭和47年４月１日改正	平成５年４月１日改正	平成22年12月14日改正
昭和49年４月１日改正	平成５年12月21日改正	平成23年９月14日改正
昭和50年４月１日改正	平成６年４月１日改正	平成25年５月21日改正
昭和51年４月１日改正	平成７年４月１日改正	平成26年３月19日改正
昭和52年４月１日改正	平成７年５月31日改正	平成27年３月19日改正
昭和53年４月１日改正	平成８年３月14日改正	平成28年３月11日改正
昭和54年４月１日改正	平成９年３月18日改正	平成28年５月19日改正
昭和55年４月１日改正	平成９年11月25日改正	平成29年５月18日改正
昭和56年４月１日改正	平成10年４月１日改正	平成30年３月８日改正
昭和57年４月１日改正	平成10年11月27日改正	平成30年９月20日改正
昭和58年４月１日改正	平成11年10月22日改正	平成31年３月12日改正
昭和59年４月１日改正	平成12年12月21日改正	令和元年12月17日改正
昭和60年４月１日改正	平成13年３月19日改正	令和２年４月２日改正
昭和61年４月１日改正	平成14年10月28日改正	令和３年３月22日改正
昭和62年４月１日改正	平成15年３月18日改正	令和３年９月13日改正
昭和62年12月23日改正	平成16年３月17日改正	令和３年12月20日改正
昭和63年３月25日改正	平成17年３月14日改正	令和４年12月19日改正
平成元年４月１日改正	平成17年９月27日改正	令和５年５月22日改正
平成元年５月23日改正	平成17年12月９日改正	令和５年12月18日改正
平成２年４月１日改正	平成18年12月12日改正	令和６年３月25日改正
平成２年12月21日改正	平成19年12月18日改正	令和６年12月23日改正
平成３年４月１日改正	平成20年12月18日改正	令和７年３月24日改正

■ 別表 1 健康栄養学科

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
一般教育科目	知的生き方概論	2		
	倫 理 学		2	
	歴 史		2	
	人 間 学		2	
	日 本 語 表 現 法		2	
	日 本 国 憲 法		2	教職必修
	社 会 学		2	
	生活と経済・金融		2	
	生活と科学・技術		2	
	統 計 学		2	
	心 理 学		2	
	現代ニュース概論		2	
	社 会 人 入 門		1	
	一 般 教 養 基 礎		1	
	英 語 表 現 I		1	教職必修
	英 語 表 現 II		1	教職必修
	英 語 表 現 III		1	
	英 語 表 現 IV		1	
	英 語 表 現 V		1	
	スポーツ・健康科学 I		1	教職必修
	スポーツ・健康科学 II		1	教職必修
	計	2	31	
専 門 教 育 科 目	社会生活と健康			
	公 衆 衛 生 学		2	栄養士必修
	社 会 福 祉 概 論		2	栄養士必修
	人体の構造と機能			
	解 剖 組 織 学		2	栄養士必修
	栄 養 生 理 学		2	栄養士必修
	栄 養 生 理 学 実 験		1	栄養士必修
	運 動 生 理 学		2	栄養士必修
	生 化 学	2		
	生 化 学 実 験		1	栄養士必修
	食品と衛生			
	食 品 学 総 論	2		
	食 品 学 各 論		2	栄養士必修
	食 品 学 実 験		1	栄養士必修
	食 品 衛 生 学		2	栄養士必修
	食 品 衛 生 学 実 験		1	栄養士必修
	栄養と健康			
	栄 養 学 総 論	2		
	栄 養 学 各 論		2	栄養士必修
	栄 養 学 実 習		1	栄養士必修
	臨 床 栄 養 学 I		2	栄養士必修
	臨 床 栄 養 学 II	2		
	臨 床 栄 養 学 実 習		1	栄養士必修
	栄養の指導			
	栄 養 指 導 論 I	2		
	栄 養 指 導 論 II		2	栄養士必修
	栄 養 指 導 実 習 I		1	栄養士必修
	栄 養 指 導 実 習 II		1	栄養士必修
	公 衆 栄 養 学		2	栄養士必修

一次頁に続くー

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
給食の運営	給 食 計 画 論	2		
	給 食 実 務 演 習		1	栄養士必修
	給 食 管 理 実 習 I		1	栄養士必修
	給 食 管 理 実 習 II		1	栄養士必修
	給 食 総 合 演 習 I		1	栄養士必修
	給 食 総 合 演 習 II		1	栄養士必修
	給 食 校 外 実 習 I		1	栄養士必修
	給 食 校 外 実 習 II		1	栄養士必修
	調 理 学	2		
	調 理 学 実 習		1	栄養士必修
	調 理 学 実 験		1	栄養士必修
関 連 科 目	食 料 経 済		2	
	健 康 管 理 概 論		2	
	情 報 処 理 演 習 A	1		教職必修
	情 報 処 理 演 習 B		1	教職必修
	基 礎 化 学		2	
	子 ど も と 食 育		1	
	専 門 演 習 I		2	
	専 門 演 習 II		1	
	学 校 栄 養 教 育 論		2	教職必修
	教 育 の 原 理 と 制 度		1	教職必修
	教職の意義・職務内容と教育課程		2	教職必修
	教 育 心 理 学		1	教職必修
	特 別 支 援 教 育		1	教職必修
	教育方法論（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法を含む）		2	教職必修
	生徒指導・教育相談の理論及び方法		1	教職必修
	事 前 事 後 演 習		1	教職必修
	栄 養 教 育 実 習		1	教職必修
	教職実践演習（栄養教諭）		2	教職必修
	高 大 連 携 科 目		1	
	計	15	65	
高大連携科目				

■ 別表2 こども育成学科

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
一般教育科目	知的生き方概論	2		
	日本国憲法	2		
	情報処理	2		
	一般教養基礎	1		
	キャリアデザインⅠ	2		
	キャリアデザインⅡ		1	
	英語Ⅰ	1		
	英語Ⅱ	1		
	英語Ⅲ		1	
	英語Ⅳ		1	
	スポーツ・健康科学Ⅰ	1		講義・実技 各1単位
	スポーツ・健康科学Ⅱ	1		
	計	13	3	
専門教育科目	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	ピアノⅢ		1	
	ピアノⅣ		1	
	子どもの保健Ⅰ	2		
	子どもの保健Ⅱ		2	
	子どもの健康と安全		1	保育士必修
	子どもの食と栄養		2	保育士必修
	社会福祉		2	保育士必修
	保育ソーシャルワーク		1	保育士必修
	子ども家庭福祉	2		
	保育原理	2		
	社会的養護Ⅰ		2	保育士必修
	教職論		2	教職必修、保育士必修
	教育原理	2		
	教育心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
	子どもの理解と保育・教育相談		2	教職必修、保育士必修
	家庭支援論		2	保育士必修
	教育課程総論	2		
	保育内容総論		2	教職必修、保育士必修
	保育内容演習	子どもと健康A	1	教職必修、保育士必修
		子どもと健康B	1	教職必修、保育士必修
		子どもと人間関係A	1	教職必修、保育士必修
		子どもと人間関係B	1	教職必修
		子どもと環境	1	教職必修、保育士必修
		子どもと言葉A	1	教職必修、保育士必修
		子どもと言葉B	1	教職必修、保育士必修
		子どもと表現A	1	教職必修、保育士必修
		子どもと表現B(音楽表現)	1	教職必修、保育士必修
		子どもと表現B(造形表現)	1	教職必修、保育士必修
		子どもと表現B(身体表現)	1	教職必修、保育士必修
		保育演習(音楽)	1	
		保育演習(造形)	1	
		保育演習(運動遊び)	1	
		保育演習(教材製作)	1	
		保育演習(ピアノ)	1	

一次頁に続くー

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	子 ども と 絵 本 I		1	
	子 ども と 絵 本 II		1	
	社 会 的 養 護 II		1	保育士必修
	乳 児 保 育 I		2	保育士必修
	乳 児 保 育 II		1	保育士必修
	特別支援教育・障がい児保育		2	教職必修、保育士必修
	教 育 方 法 論		2	教職必修
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	教職必修、保育士必修
	教 育 実 習 I		1	教職必修
	教 育 実 習 II		3	教職必修
	教 育 実 習 指 導		1	教職必修
	保 育 所 実 習 I		2	保育士必修
	施 設 実 習 I		2	保育士必修
	保 育 所 実 習 指 導 I		1	保育士必修
	施 設 実 習 指 導 I		1	保育士必修
	保 育 所 実 習 II		2	
	施 設 実 習 II		2	
	保 育 所 実 習 指 導 II		1	
	施 設 実 習 指 導 II		1	
	保 育 研 究		1	
	Sanyo子育てサポート実習		1	
	子 ども と 食 育		1	
	専 門 演 習		2	
	高 大 連 携 科 目		1	
	計	16	71	

保育士資格を得ようとする者は、上記に掲げる授業科目のうち、下記の授業科目の中からあわせて9単位以上を修得しなければならない。

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専門教育科目	教 育 方 法 論		2	
	子 ども の 保 健 II		2	
	保育内容演習	子どもと人間関係B	1	
		保育演習（音楽）	1	
		保育演習（造形）	1	
		保育演習（運動遊び）	1	
		保育演習（教材製作）	1	
		保育演習（ピアノ）	1	
		子どもと絵本I	1	
		子どもと絵本II	1	
		ピアノI	1	
		ピアノII	1	
		ピアノIII	1	
		ピアノIV	1	
	保 育 所 実 習 II		2	
	施 設 実 習 II		2	
	保 育 所 実 習 指 導 II		1	
	施 設 実 習 指 導 II		1	
	計	0	22	

■ 別表 3 授業料、入学金その他の費用

入 学 金	250,000 円		
	年 額	前 期	後 期
授 業 料	870,000 円	435,000 円	435,000 円